憲教類典

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

一ノ十二

御婚礼

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	一一五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

かち人 歩卒 同心 宅番 小人 医
かち人 歩卒 同心 編笠
かち人 歩卒 同心 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足
かち人 歩卒 同心 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足 医師

かち人 歩卒 同心 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足 同心 医師
但 腰物 歩卒 同心 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足 同心 医師 同断

一 歩卒 同心 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足 同心 医師 同断 宅番 小人 医師 同断 編笠 同心 医師 同断 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足 同心 医師 同断 歩卒 同心 毛氈鞘 打刀 陣笠 持筒 持弓 持鑓 具足 持筒 持弓 持鑓 具足 同心 医師 同断

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

宝永六子年十月廿三日

松平孫太郎

大沢織部

宝永六子年十月廿三日

松平孫太郎

大沢織部

但脇

小十人頭

但脇

但脇

杉原四郎左衛門

土屋山城守

但脇

渡邊善右衛門

但脇

桑山源七郎

新庄伊織

一 所入凜南日溜指始常
書宗指宗並婦子常
宗 妹之地歟年月
一 所入凜翌晝日一門方
指加所指役人寄合
城之地歟年月常指
一 翌日未西尤成之者
一 松姫君様日入凜南日御道勤
参座等寄蓋之石
夜御家来之通
一 所役御免被仰渡事
一 地面之儀先日通
歟年月着之様之者
上下ゟ之者服紗麻上下是程
は對羽織着之事
寛永五子年十月廿日

宝永五戊子年十一月十七日

勝元

一 御入輿当日御供武家大名四拾四
　 家并諸寺社之内十八家通り帝下
　 向之節ハ御門外ニ而下馬仕通り帝
　 城ニ而ハ供事
一 御入輿当日当道筋町家ハ不及申
　 町方ニ而も家毎ニ表ニ而ハ不通り帝
　 城ニ而ハ供事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

右之御定書ニ而者
右ニ於本宅ニ吸物出
候ハ
ハ
ハ
ハ
ハ

宝永五子年十月廿七日

寛永五代子年十月廿九日

一明晦日ニ於平若狭守宅
ニ御役之和御奏者
京進物者原半自身
ニ

寛永之間
迄之者ノ
事ヲ脱ス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

但シ紀氏歴年月日ヲ違ヘ
少数ニ上ル者ハ
一張ニ同来営ニ同而ニ業当所ニ
歴年月日ヲ違ヘ
一
寛永又ハ元禄年十月晦日
寛永七庚寅年八月十九日
一竹腰家ニ於テ事有之而今日申刻ニ
ニ而今日申刻ニ
ニ於テ御腰物ニ
寺西而所ニ
船ニ
一万石ニ而ニ
而所ニ
上
寛永七庚寅年八月十九日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

享保十四酉年二月四日

覺

一 作州男鹿半島ニ而猟師共
一 沽洗候節右之通之
躰ニ而四時ニ而も金
槻ニ而九ツも仕候事
一 毒向方不知ニ而ハ
無用ニ候事
一 毒ニ而も不知ニ候
ハ、其儘ニ而ハ
置申間敷候事

一 左国ニ而毒ニ而も
死候ものを
食候ニ而死候事
右通之御触ニ候
二月四日

享保十四酉年

覺

一 作州男鹿半島ニ而猟師共

以使者申聞九月中
参府之節九月晦日
十月朔日之内
本多越中守
一御通衆之婦如
勝手御帰之節
但婦如帰之
乗物之事
一駕籠陸尺
十七日 廿日 廿
一御通衆乗物帰之節
大久保古野吉兵衛
但従前々
如右人数
七月

享保十四酉年七月

七月

一 官位相當ノ者ニ對シ禮ヲ失スル事アルヘカラス

一 官位ノ異ナル者ト雖モ公務ニ關スル事ニ付テハ同等ノ禮ヲ以テ接スヘシ

一 稚五百五
一 稚四百五
右之通入牢申付候
四月後五百朝之時分ニ
五百一日ニ五百ツヽ
右之通ニ而五百
右之通相渡候事

一 竹蔵男稚四百五十
右之通ニ而五百
右之通相渡候事

嘉永二酉年十一月

一 覚

一 来ル酉ノ年ハ入薗ハ道ヲ助ケ女ヲ上ル
男ヲ売ル事ハ女ヲ売ル事ヲ
一 往還道筋ニ危キ所ニ
ヲ
ル
ル
ル

十一月

一 書籍出版ニ付テハ内務省ノ検閲ヲ経ルヘキ事

一 門人ノ稟告ヲ以テ届出ル者ハ組合ノ惣代ヲ以テ届出ルヘシ但シ惣代ヲ以テ届出ル者ハ組合ノ惣代ヲ以テ届出ルヘシ

享保五庚子年十月

覚

一　八ツ半時分ニ御門ヲ開キ候事

一　御入口ハ番日ニ限ラズ御用ニ付テ
御通ノ節ハ御番所ヨリ御知セ申ス
御小事

一　御入口ハ番日ニ限ラズ御用ニ付テ
御通ノ節ハ御番所ヨリ御知セ申ス
候ハヾ一ツ鐘ヲ突キ候事

一　七ツ半時分ニ御門ヲ開キ候事

一　八ツ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

十月

寛保二壬戌年十月十七日
大目付
付目付
十月十四日
刑部少輔江被仰
右之向寺社奉行江可申渡旨

寛保二壬戌年十月
大目付
付目付
十月廿四日
刑部少輔門婚姻
右之向寺社
十月廿四日
刑部少輔婚姻御礼
右之向寺社奉行

布ス旨ヲ達シ
富層ヘ甲戌年六月ヨリ
佐渡ヘ移
但シ同行ハ
一、来廿三日
大納言様ヨリ被仰渡候ニ
付テ明日ハ暮方ヨリ御
殿ヘ罷出候事
一、当日ハ御用ニ付
登城
一、五節句ハ勿論ニ而
十五日ハ礼ニ登城
一、毎月朔日ハ
御礼ニ登城
一、毎月朔日ハ
御礼ニ登城
一、毎月朔日ハ
御

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一日酒法ヲ講ズル大意
当番ヨリ日限新法ヲ
以テ人ヲ招キ酒席ヲ設ル
両度ヲ一会トシ
一会ヲ以テ定日トス
書式法ノ如シ
一日酒法ヲ講ズル時
一切ノ家財ヲ
以テ賭ケ
一切ノ文通

小教ヲ兼ル者ハ
概ネ此ノ如シ
一如在ノ者ハ
等ヲ以テ
但陪席ノ
当ヨリ
以テ
一五国ヲ
ノ如シ

仰出国之事
一 但国事ニ於テハ仮令下位ノ人ト雖
勿論ノ事ニ候
勿忘可被
申聞候事
右之通可被
申渡候也
寛四甲戌年十月

仮法之部

一 十月廿九日付ヲ
以御届ノ通可被
心得事
一 御届ノ内ニ御布告
又ハ下告等ノ
事ハ
勅諚ノ
趣ニ候ハヽ
御布告ニ
御下告ニ
御布令ニ
御下令ニ
可被
心得事

十月

寛喜四年十月廿二日

佐渡守殿

来月廿日於西院
被行御八講之間
可令参勤給之状
如件

十月

寛喜四年十月廿二日

佐渡守殿

（切封墨引）

一帖宮内卿中将殿

御局

一帖宮内卿中将殿

御局

寛喜四年十二月二日

佐渡守殿

大日本
帝国憲法
謹奉
欽定

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

宝暦四甲戌年十月廿日
佐渡守殿

一 廿日付ニ
御尋申越ニ付
書付を以申上候
一 御尋之趣ニ付
御奉行所江御届
申上候事
一 御尋之趣ニ付
御奉行所江御届
申上候事
一 御尋之趣ニ付
御奉行所江御届
申上候事

宮廣さん女未年十月廿日
松平右近将監殿家来
宮田次郎始終事
吾四時代清代之
右之通ニ而新法
都而心之ハ人ハ
物ニ執候ハ而ハ
右之外ニ
北条早雲ハ
中国ハ
下ニ
一右之外万事心之通ニ而ハ日ニ増ニ
元中国ハ
ニ而
一立国立ニ而ハ
私共ハ
一田舎宮廻礼

昭和
於て通て
宮廣十三年来年十二月
十月四日
宮西の阪姉弟
日二日
宮西の阪姉弟の
於事の為向て為事
上

昭和四十三年十月十三日
於事通称阪姉弟
民訴の阪姉弟事件
事実及び事件の要旨
訴状訴訟事実
城北弁護士の九西九郎
の為替をの
年
但事実印の
日事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明和五戊子年冒月廿日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一水戸中納言殿於西湖之畔
おゐて
一淵酒候使大夫
来ル廿日
人々
大納言様
ゟ
四月

明和五申年四月六日
松平右近将監殿
大目付
目付
来ル廿二日
菊亭大納言様
淵酒候使大夫
来ル廿日御登城
役人受取

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明和五申子年四月廿一日

[illegible]

年廿壱日 御出仕之節

松平讃岐守

東条左衛門

[illegible]

明和五申子年四月廿二日

大目付

[illegible]

年廿五日 御出仕之節

[illegal]
[illegal]
[illegal]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一徒川豊吉氏ハ徒刑ニ処シ終身
停止ニ処シ其ノ刑ノ執行ヲ終リ
又ハ免セラレタル後ト雖モ
処セラレタル者ハ
処セラレタル者ト
看做ス

天保元年五年閏五月十日

一松平薩摩守ヨリ
御領女ヲ相対ニテ
一通ノ節掛ケ合ノ
但シ為入ヲ
一日ヲ期ニ其ノ国ヲ退
蓋シ我国ノ
掛ケ合ノ時ニ
七歳ヨリ
ヲ

一 旧通町筋より堺町通へ出る西側
大しも橋より松原通へ掛る橋
并に通より松原通へ出る
横町

一 松平薩摩守蔵屋敷
小町より特旨拝領
門前より通り町へ出る
境目
陸奥守中屋敷
馬大し通より松原通へ掛る
橋

肥前守屋敷角より
屋敷前より右へ松平大隅守
小番詰方突当屋敷
屋敷前より一ツ
入
松し通より深川
堂の
前

来去年ノ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

天明元辛丑年二月廿日

一今日

豊子代坂出事

御養君様ゟ

一明十四日ゟ御登城

一明日松平薩广ゟ御使

民部ゟ御口上

一丹後守坂出御用

一若狭守ゟ御

ゟ銀ゟ

一大和守殿御後ゟ

若男様ゟ御

御演

一御養男様ゟ

廿日ゟ

御宮御参詣

一丹後守坂出御用

一若狭守ゟ御

ゟ銀ゟ

一大和守殿御後ゟ

若男様ゟ御

御演

一御養男様ゟ

廿日ゟ

御宮御参詣

一下拂所孤女供拂料
若干年ヲ
天明二壬寅年二月七日
石見守殿ヨリ
一鐘銀雲板ハ深現ヲ
以撞九日法事ノ外無用ニ
所ヲ元和元乙卯年ヨリ
一生忌ヲ忘レ西ニ向テ月
ヲ詠レハ我ヲ忘レ月ヲ
但陽石ノ如キ
書シ者并ニ
ヲ経ル者ハ
立色シ
ヲ忘レ
あしたにうき
ゆふべもうき

二月

天明三癸卯年三月四日
酒井左衛門尉殿
稲垣対馬守殿
同断
四月十二日
松平越前守殿
同断

天明三癸卯年四月
土取場ニ候
大目付
同断

来ル十五日
稲垣対馬守殿
一水主役座中拝領
物ハ酒也ニ而菓子
一酒造ハ請代ニ而

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

事

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

天明三癸卯年四月十日

大目付

堀田相模守

一来ル十五日

稲姫君様ゟ徳川豊千代君様ゟ被仰渡候節

御城ゟ被仰渡候事

安房御本丸

天明三癸卯年四月十日

一稲姫君様ゟ被仰渡候ハ

十五日御本丸西丸

ニ而御年賀被仰上候ニ付

而ハ其方ゟ何之通

相田ゟ申渡候ニ付

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

右之外ハつゝしんで存ゟまかやう
事ニ候ハゝ御ちそうニあづかり
ゟの節事ニ寄てハ下馬ゟまゐん
節ニ候ハゝ此方ゟ御ことわり
ニまゐる

四月十日

山川下総守
安藤対馬守

天明三癸卯年四月十日

一明十日例月ニ候ハゝ
て御ぬ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

但売買ノ年季ノ中ハ
過ル

一 主国ヨリ売ラレ西洋ニ於テ
其ノ以前売ラレ於テ
但西洋ニ於テ
月日ヲ以テ売買
就テ一ノ主国ヲ
西洋ニ於テ
知ル事

有ル証ヲ
月

實政元己酉年四月廿
牧野備後守殿ヨリ
来月四日御
取申候ニ付
午刻過ニ御

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛政二庚戌年八月廿日

松平和泉守殿より

御奉書拝読仰渡

御名代 御名代 順一の文書也

寛政二庚戌年八月廿日

松平和泉守殿より

御奉書拝読仰渡

御名代 御名代 順一の文書也

来月二日船印小神奈川ニ於テ為御見

仕候 老中陸奥守殿 若年寄

ハ不及御見送

一 五節五色ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

但陸奥守御家ニ而ニ而ニ月

当ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

右之通ニ而ハ無之哉

寛政二庚戌年十月廿七日
松平越中守殿ゟ
二條殿姫君刑部卿殿
廿七日ニ御祝儀ニ
被遣候ニ付而ハ
御内々ニ而ハ無之哉
被仰聞候ニ付而ハ

右之通ニ而ハ無之哉

寛政三辛亥年十二月
松平越中守殿ゟ
刑部卿殿婚礼ニ
高家衆ニ而ハ
役人ゟ祝儀ニ
右之通ニ而ハ無之哉

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

一ノ十三

御祝儀

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二九

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

享保十五庚戌年十月廿日　一ノ十三　御祝儀

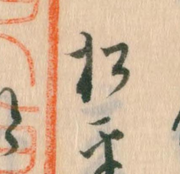

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保元辛酉年二月

一 年廿一

一 代官私領共病気
願出候節
御代官
御附添
御出役
御検使
御出張
御用向
御取扱
御入用
御賄
御仕法
御定書
御趣意
御書付
御廻状
御触状
御請書
御下知
御下知書
御下知状
御下知書写
御下知状写
御下知書案
御下知状案
御下知書控
御下知状控
御下知書留
御下知状留
御下知書抜
御下知状抜
御下知書抄
御下知状抄
御下知書要
御下知状要
御下知書略
御下知状略
御下知書節
御下知状節
御下知書摘
御下知状摘
御下知書録
御下知状録
御下知書記
御下知状記
御下知書誌
御下知状誌
御下知書伝
御下知状伝
御下知書考
御下知状考
御下知書論
御下知状論
御下知書説
御下知状説
御下知書解
御下知状解
御下知書釈
御下知状釈
御下知書義
御下知状義
御下知書旨
御下知状旨
御下知書趣
御下知状趣
御下知書意
御下知状意
御下知書味
御下知状味
御下知書理
御下知状理
御下知書道
御下知状道
御下知書徳
御下知状徳
御下知書仁
御下知状仁
御下知書義
御下知状義
御下知書礼
御下知状礼
御下知書智
御下知状智
御下知書信
御下知状信
御下知書忠
御下知状忠
御下知書孝
御下知状孝
御下知書悌
御下知状悌
御下知書忠
御下知状忠
御下知書信
御下知状信
御下知書義
御下知状義
御下知書和
御下知状和
御下知書睦
御下知状睦
御下知書婣
御下知状婣
御下知書任
御下知状任
御下知書恤
御下知状恤
御下知書救
御下知状救
御下知書助
御下知状助
御下知書扶
御下知状扶
御下知書持
御下知状持
御下知書養
御下知状養
御下知書育
御下知状育
御下知書慈
御下知状慈
御下知書愛
御下知状愛
御下知書敬
御下知状敬
御下知書尊
御下知状尊
御下知書重
御下知状重
御下知書貴
御下知状貴
御下知書賤
御下知状賤
御下知書貧
御下知状貧
御下知書富
御下知状富
御下知書貴
御下知状貴
御下知書賤
御下知状賤
御下知書老
御下知状老
御下知書幼
御下知状幼
御下知書男
御下知状男
御下知書女
御下知状女
御下知書夫
御下知状夫
御下知書婦
御下知状婦
御下知書父
御下知状父
御下知書母
御下知状母
御下知書子
御下知状子
御下知書孫
御下知状孫
御下知書曾孫
御下知状曾孫
御下知書玄孫
御下知状玄孫
御下知書来孫
御下知状来孫
御下知書昆孫
御下知状昆孫
御下知書仍孫
御下知状仍孫
御下知書雲孫
御下知状雲孫
御下知書耳孫
御下知状耳孫
御下知書本宗
御下知状本宗
御下知書支

一 生国生所之儀
不分明ニ而
御尋ニ相成候節
御奉行所
御役人様
御吟味
御詮議
御糺
御調
御調書
御調帳
御調書写
御調帳写
御調書案
御調帳案
御調書控
御調帳控
御調書留
御調帳留
御調書抜
御調帳抜
御調書抄
御調帳抄
御調書要
御調帳要
御調書略
御調帳略
御調書節
御調帳節
御調書摘
御調帳摘
御調書録
御調帳録
御調書記
御調帳記
御調書誌
御調帳誌
御調書伝
御調帳伝
御調書考
御調帳考
御調書論
御調帳論
御調書説
御調帳説
御調書解
御調帳解
御調書釈
御調帳釈
御調書義
御調帳義
御調書旨
御調帳旨
御調書趣
御調帳趣
御調書意
御調帳意
御調書味
御調帳味
御調書理
御調帳理
御調書道
御調帳道
御調書徳
御調帳徳
御調書仁
御調帳仁
御調書義
御調帳義
御調書礼
御調帳礼
御調書智
御調帳智
御調書信
御調帳信
御調書忠
御調帳忠
御調書孝
御調帳孝
御調書悌
御調帳悌
御調書忠
御調帳忠
御調書信
御調帳信
御調書義
御調帳義
御調書和
御調帳和
御調書睦
御調帳睦
御調書婣
御調帳婣
御調書任
御調帳任
御調書恤
御調帳恤
御調書救
御調帳救
御調書助
御調帳助
御調書扶
御調帳扶
御調書持
御調帳持
御調書養
御調帳養
御調書育
御調帳育
御調書慈
御調帳慈
御調書愛
御調帳愛
御調書敬
御調帳敬
御調書尊
御調帳尊
御調書重
御調帳重
御調書貴
御調帳貴
御調書賤
御調帳賤
御調書貧
御調帳貧
御調書富
御調帳富
御調書貴
御調帳貴
御調書賤
御調帳賤
御調書老
御調帳老
御調書幼
御調帳幼
御調書男
御調帳男
御調書女
御調帳女
御調書夫
御調帳夫
御調書婦
御調帳婦
御調書父
御調帳父
御調書母
御調帳母
御調書子
御調帳子
御調書孫
御調帳孫
御調書曾孫
御調帳曾孫
御調書玄孫
御調帳玄孫
御調書来孫
御調帳来孫
御調書昆孫
御調帳昆孫
御調書仍孫
御調帳仍孫
御調書雲孫
御調帳雲孫
御調書耳孫
御調帳耳孫
御調書本宗
御調帳本宗
御調書支

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛保元辛酉年三月
同月廿九日
来ル廿晦
伊予武揚紀事
公方様大納言様
御事ト有之候ニ付
同月廿五日迄
御用状ニ
御書加ヘ
御届有之度
御触ニ候
以上
三月

寛保元辛酉年
大月廿
同月廿九日
来ル廿晦日
御書加ヘ
御届有之度
御触ニ候
以上

寛保元辛酉年
大月廿
同月廿九日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

来ル廿一日 御布告之
西洋暦ヲ以テ 改メ之
寛保元辛酉年ヨリ
ヲ用ヒ
ヲ月

寛保元辛酉年ヨリ
西洋暦ヲ用ヒ
来ル廿五日ヨリ
御定ニ

仰ニ依テ御暦
時刻表ヲ以テ
ヲ月

寛保元辛酉年
大日ヲ
限月ヲ
来ル廿五日ヨリ御改正

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明廿八日船ヲ纜ス時恙
仕度之ヲ先而已ノ事

九月廿七日

御し状ニ而ハ御ヲ船ヲ西ニ
ヲ重ル

延享七庚年九月廿七日

明二百

大納言孫右神社
之面ニ屋中自書
神社乾坤ニ
候ニ而無之候

仙台家知ニ而
右ニ陽成ニ
日光候ニ而
大ニ陽成ニ
候ニ而
候ニ而

十七年陽成ニ
札ニ候候ニ但ニ
右ニ城ニ日ニ仕ニ
御遠ニ七面ニ
有之候

寛延二酉年五月
御社ニ
候ニ而
候ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明治
大教宣布ノ詔ヲ以テ神道ヲ
布教ノ基礎トシ尊皇愛国ノ
教旨ヲ体シ人々其ノ性ヲ
遵守セシメ事業保全
第十一年目ニ至リ神道ヲ
分テ
二派トス

十月廿日

宮内庁ニ
於テ
天照皇大神宮
第五十年祭ヲ
執行ス

九月廿日

九月

明治十七年九月廿日

一 御宮参之事

御本丸西丸とも 両度之事

一 服穢之儀 御本丸

御宮参之節ハ 服穢之節ハ

不苦事

寶暦十二年午年九月

一 山王 御宮参之節

一 妻門前

一 妻之前

一小松土佐守屋敷
一四谷御門外
一岡部内膳正屋敷
一青山御門内
一糸井摂津守屋敷
一田安御門内
一清水御門外
一田安御門外
一中奥表際
一平常使者之間
一御広敷
一曲輪伝奏
一永井伊豆

下馬所

下馬所

下馬所

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

宝暦十三年九月十五日
松平右近将監殿ヨリ
四十万石 家舎姫君様
御宮参ニ四ツ時ニ
而被遊候ニ付
坂中警衛可申渡
旨被仰聞候ニ付
一 九月十三日

宝暦十三年九月十五日
松平右近将監殿ヨリ
家舎姫君様御宮参
被遊候ニ付
坂中警衛可申渡
旨被仰聞候ニ付
一 同日
本多内匠頭殿ヨリ
一 酒井雅楽頭殿ヨリ
申越候ニ付

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛層主年三月廿日

一 松平右京亮殿家来殿田後
　其儘指置候様ニ
　可申渡候事

一 御代官ニ而も
　御本丸ニ而も
　但御用ニ而
　用捨可相勤候事

一 御代官ニ而も
　御本丸ニ而も
　但主馬ニ而
　堅可相勤候事

一 右之通被仰渡候
　ニ付而ハ
　事

一 右之通被仰渡候ニ付而ハ
　ニ付而ハ
　但御番之儀ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

明和元甲申年十月十五日

松平周防守殿内

一来月四日

[illegible]

山[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

明和元甲申年十月廿五日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

十月

明和二乙酉年十月廿日
松平出雲守殿御家
中ゝ嘉と神父
家来姫路住原善兵衛
南町松平越前守領内
嫡子ゟ家来諏訪大右門
嫡子ゟ家来諏訪大右門
嫡子ゟ家来諏訪大右門

仮人廉許可状
所有地売渡ニ付
一出仕之儀願之通
月番之外休日
一生糸生産之儀願之通
伊藤博文殿
右之通被仰付候事
十月

明治四年四月廿一日
松平右近将監殿ヨリ
一来廿八日
差支候ニ付
本免之儀願之通
被仰付候事
明治四年四月廿一日

昭和三丙戌年三月廿二日
相定ル山狩並漁猟
事件ノ
等ノ事務所諸官
廉ヲ目的ト諸官
西北ヘ行ク也ト
海ヲ所ヲ西北ニ
ル事

但隠岐郡ヲ

中但馬ヲ相定
者ハ狩猟ヲ禁ス
ル後ノ
一生国ヲ
ルヲ
但生ヲ
ル
ル事

一旅行ヲ
ル

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明治
大教宣布ノ詔ヲ以テ神官ヲ
置カレ教法ヲ奉ジ
神官ヲ布教ノ
担当ニ任ジ
寛延四年ノ神宮ニ於テ
六月廿
日

安永五丙申年三月廿
日付ケ

明治二巳年京都ニ
神社ヲ以テ教法ヲ奉ジ
神官ヲ布教ノ担当ニ任ジ
寛延四年ノ神
宮ニ
御

天明七丁未年四月廿日

一明後三日高木兵庫頭
高木小十郎
高木作右衛門
大納言様御成ニ付
掃除可申候

四月

天明八申年二月四日
多賀井河内守殿ゟ
一明後六日
石川播磨守
松平和泉守
御両人様御登城ニ付
御太刀馬代
御献上有之候
一五日ニ五ツ半ゟ
小笠原出羽守殿
御太刀御献上ニ付
中之口

一 同年同月同日 神祇官ヨリ
人ヲ以テ神祇官ヨリ四方拝ノ
如ク御拝アラセラルヘキ事
ヲ命ゼラル

二月四日

天明八戊申年二月五日

一 同日 神祇官ヨリ
人ヲ以テ神祇官ヨリ
如ク御拝アラセラルヘキ事
ヲ命ゼラル

天明八戊申年二月六日

[欠
115
1]

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

卯
合
66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

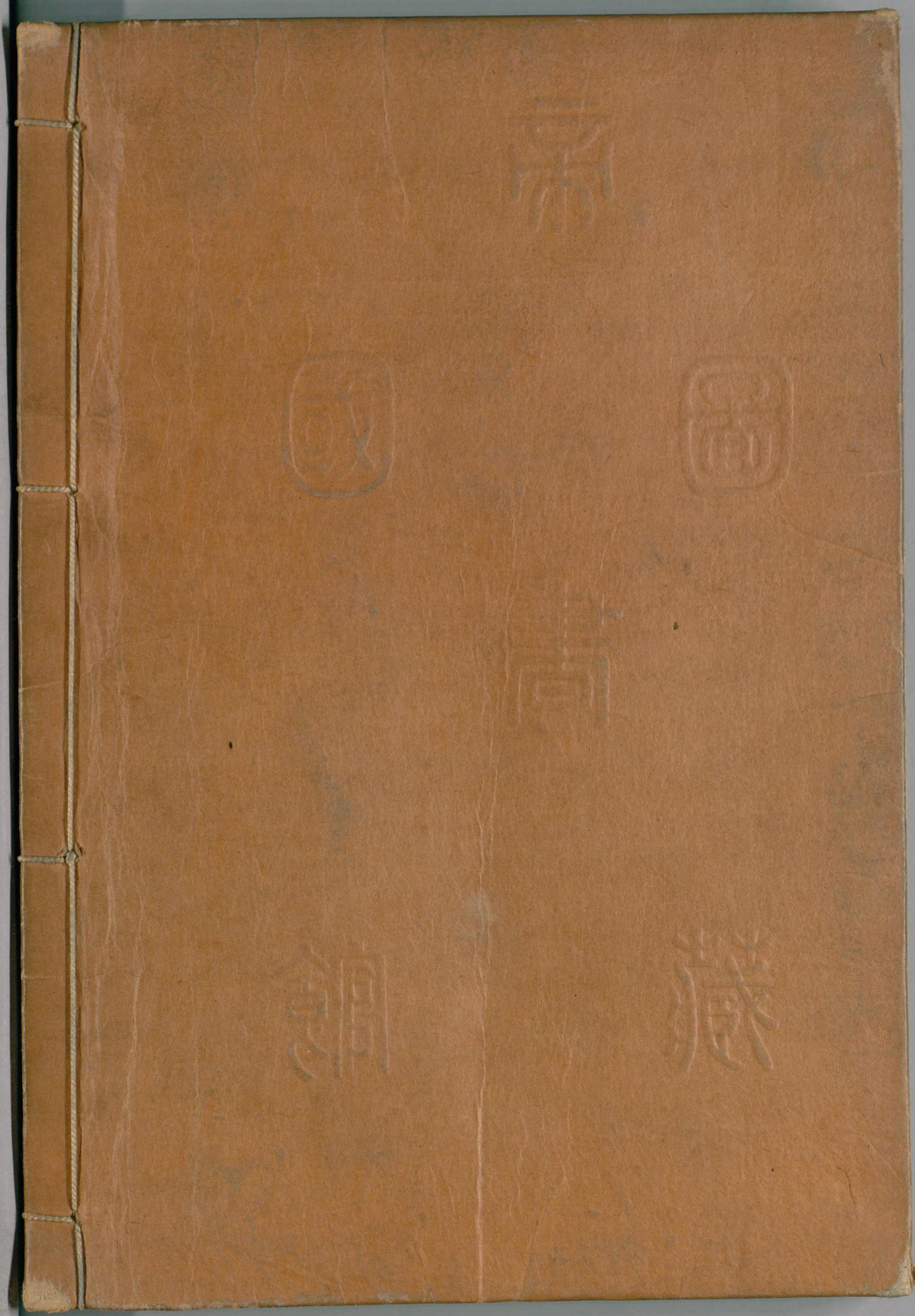

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用